

令和5年4月開設分

保育送迎ステーション及び小規模保育事業 設置運営事業者 募集案内

神戸市では、令和5年4月1日開設予定の保育送迎ステーション及び小規模保育事業の設置運営事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

募集概要

申込期間 令和4年7月11日（月）～

申込期限 令和4年8月12日（金）

対象区域 灘区、北区（各1か所）

※対象区域の詳細は、2ページをご覧ください。

開設期限 令和5年4月1日

1. 応募資格	・・・	P. 1
2. 募集対象事業	・・・	P. 2
3. 設備・運営基準等	・・・	P. 4
4. 運営費・補助金等	・・・	P. 10
5. 申込・選定	・・・	P. 11
6. その他・問合せ先	・・・	P. 15

※本事業は、保育送迎ステーション等の利用者が居住すると想定されるエリアに教育・保育施設を有する法人を対象としています。

神戸市

1. 応募資格

■事業者の応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている法人とします。

- (1) 当募集において提案する保育送迎ステーション等の利用者が居住すると想定されるエリアに教育・保育施設を有することが望ましい。
- (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを前提に事業開始を予定していること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について知識又は経験を有する法人、認可保育所又は認可幼稚園を運営している法人、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園を運営している法人。
その他、社会福祉法人及び学校法人以外の法人の場合、以下のア及びイの要件を満たすこと。
ア 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
イ 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、または(ウ)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。
(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、または、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、または意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (4) 令和4年4月1日現在、保育所または認定こども園を（1年以上）運営している法人。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他「神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する法人でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人又は代表者がこれらの税金を滞納している法人でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- (10) 応募時点で神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 施設整備（内装改修）に要する資金の内、施設整備に係る補助金額（詳細はP.9を参照）を除く法人自己負担分の資金については、法人名義の普通預金、当座預金等により資金を有することを原則とする。もしくは、金融機関等からの融資により上記法人自己負担分の資金を確保す

ること。

※ 金融機関等から融資を受ける場合は、融資の確実性を示す資料を提出すること。

- (12) 上記の施設整備に要する法人自己負担分の資金とは別に、保育送迎ステーション事業及び小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、法人名義の普通預金、当座預金等により有していること。
- (13) 送迎ステーション事業（・小規模保育事業）の用に供する不動産（土地及び建物）について所有権を有していること（所有権取得が確実であるものを含む。）。ただし、以下(14)に該当する場合は、この限りでない。
- (14) 賃貸物件により事業を実施する場合は、以下のア及びイの要件をすべて満たすこと。
- ア 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- イ 1年間の賃借料相当額を、施設整備に要する法人自己負担分の資金及び保育送迎ステーション事業（・小規模保育事業）の年間事業費の12分の1以上に相当する資金とは別に、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

■法定欠格事項

次に掲げる事項に該当する者は選定を受けることができません。

- (1) 児童福祉法第34条の15第3項第4号、第35条第5項第4号に該当する者
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に該当する者

2. 募集対象事業

■対象区域（保育送迎ステーション事業及び小規模保育事業の位置）

灘区、北区（各1か所）

※市街化調整区域は除く

※灘区については、JR摩耶駅周辺（概ね半径300m以内）が望ましい。

※北区については、神戸電鉄谷上駅周辺（谷上西町、谷上東町、谷上南町）が望ましい。（ただし谷上駅以西については、兵庫県道15号神戸三田線沿いであれば皆森交差点付近まで可能とする）

■事業概要

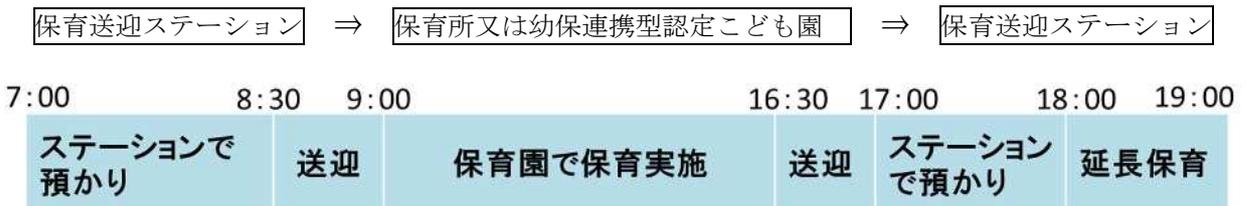
3歳以上の就学前の子どもを対象とする「保育送迎ステーション」(A)の設置・運営に加えて、3歳未満の乳幼児を対象とする「小規模保育事業」(B)を同一敷地・同一施設内に併設

※A：保育送迎ステーション事業の条件を満たすこと

※B：小規模保育事業の条件を満たすこと

■保育送迎ステーション事業（実施事業A）

- (1)定員 認可定員・利用定員は、9人以上30人以下とする。（2号認定子どものみ）
 ※最終的な定員構成については、本市と協議すること。
※保育送迎ステーション設置に伴い、送迎先となる教育・保育施設の3歳以上の受入枠を確保すること。
※同一建物内で実施する小規模保育事業の卒園児全員が受け入れ可能な定員設定とすること。
- (2)対象児童 保育を必要とする（市が「支給認定」を行った）3歳以上の就学前の子ども
- (3)開所時間 午前と午後それぞれ2時間程度とし、事業者が定めるものとする。
- (4)閉所可能日
- ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ※施設の都合による閉所はできません。
- (5)開設時期
 原則として、令和5年4月1日に開設すること。
 （工事完成時期は、開設準備期間を考慮すること。）
- (6)1日の流れ（イメージ）



■小規模保育事業（実施事業B）

- (1)定員 認可定員・利用定員は、6人以上19人以下とする。（3号認定子どものみ）
 ※最終的な定員構成については、本市と協議すること。
- (2)対象児童 保育を必要とする（市が「支給認定」を行った）3歳未満の乳幼児
- (3)開所時間 1日11時間以上とし、事業者が定めるものとする。
- (4)閉所可能日
- ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ※施設の都合による閉所はできません。
- (5)開設時期
 原則として、令和5年4月1日に開設すること。
 （工事完成時期は、開設準備期間を考慮すること。）

3. 保育送迎ステーション事業の設備・運営基準等

■設備及び運営の基準

基準の概要は次表のとおりです。その他の内容については、教育・保育施設で求められる認可基準に準拠するものとします。認可基準については、「神戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」等をご確認ください。

職員配置	<p>【保育従事者】 3歳以上4歳未満児 20人につき1人 4歳児以上 30人につき1人 <u>+1人以上配置すること。</u> <u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u> ※保育送迎ステーション利用時には、上記基準に関係なく保育士2名を配置すること。 (うち1名は子育て支援員でも可)</p> <p>【嘱託医】 必置 ※送迎先の教育・保育施設の嘱託医と兼務可能</p>
設備基準 ※「職員配置・設備基準の留意事項」もご確認ください。	<p>【保育室等】 満2歳以上(保育室又は遊戯室): 1.98㎡/人以上 ※保育室等は保健衛生上必要な採光、照明、換気の設備を有すること。 ※保育室内に手洗いを設置すること。</p> <p>【医務室】 必置 ※設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。 ※保育室・事務室との併用可</p> <p>【調理設備】 必置 ※調理設備の設置については、必要に応じて衛生監視事務所と協議すること。 ※調理設備は調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備。 ※併設する小規模保育事業から軽食等の搬入を行う場合は、調理設備の内容は市に相談ください。</p> <p>【便所】 必置(3～5歳児用)</p>
保育送迎ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内等に児童が安全に乗降車できる場所を確保すること ・その他に、別紙「保育送迎ステーション実施要領」に準拠すること ・近隣の小規模保育事業等との連携協力に努めること

■職員配置・設備基準の留意事項

(1) 物件について

- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
- ・建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。
 それ以前に建築されたものにあつては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がない事が確認された建物であること。

(2) 内装改修工事について

- ・既存施設を改修して床面積が200㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。

(3) 保育室等について

- ・保育室と便所は、それぞれ隔壁等により区画すること。
- ・調理設備は、児童の侵入を防止する柵などを設けること。
- ・保育送迎ステーション内に、便所及び調理設備を設置すること。

(4) 安全対策について

- ・保育室等を2階以上に設ける場合は、児童等の安全確保のため、避難用施設の選択や避難経路、距離について十分配慮すること。
- ・兵庫県警への通報装置(県警ホットライン)、防犯カメラの設置など防犯上の対策を行うこと。
- ・周辺の交通安全対策に配慮すること。
- ・搬入車両の駐車スペースは、通行人等の安全に十分配慮した計画とすること。
- ・施設及びその敷地は、児童等の保健衛生及び危害防止に十分配慮した計画とすること。

(5) その他

- ・保育室等は、設定定員に応じた最低面積の1.2倍以上を確保することが望ましい。
- ・医務室は独立していることが望ましい。
- ・保護者が利用できる送迎用駐車スペースは、近隣の駐車場を活用するなど路上駐車が発生することが無いように十分配慮すること。
- ・施設内に利用者のベビーカー保管スペースを設けることが望ましい。
- ・保育送迎ステーション事業において、送迎時の乗降は法令遵守の範囲内で実施すること。

■教育・保育内容等

(1) 教育・保育内容について

- ・保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に従うこと。

(2) 実施事業について

- ・延長保育(開所時間+1時間以上が望ましい。)を実施すること。
- ・障がい児保育を実施すること。
- ・休日保育を実施することが望ましい。

(3) 保護者への支援について

- ・教育・保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、教育・保育方針、内容、教育・保育時間、利用者負担等の説明を行うこと。
- ・利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。

(4) 食事の提供について

- ・利用する乳幼児に対して、間食を提供すること。
- ・離乳食やアレルギー食等を含め、一人ひとりの心身の状況に配慮した「食」の提供を行うこと。

(5) 健康診断について

- ・利用児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断基準に準じて実施すること。幼保連携型認定こども園の場合は、上記の定期健康診断のうち1回は6月30日までに実施すること。
- ・職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理・調乳に携わる者等は毎月(6~10月は月2回)検便を行うこと。

(6) 研修等の実施について

- ・業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。

(7) 他施設との連携について

- ・事業実施にあたり、近隣の系列施設等との連携協力を努めること。

(8) その他

- ・施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入すること。

3-2. 小規模保育事業の設備・運営基準等

■設備及び運営の基準

基準の概要は次表のとおりです。詳しくは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年10月1日条例第20号）及び「神戸市家庭的保育事業等認可要綱」をご確認ください。

<p>職員配置</p>	<p>【保育従事者】 0歳児 乳児3人につき1人 1,2歳児 幼児6人につき1人 <u>+1人以上配置すること。</u> <u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u> ※職員配置は常時2人を下回ってはならない。 ※常勤の保育に従事するものが各組や各グループに1人以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人)配置されていること。 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士としてカウント可</p> <p>【調理員】 必置。少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員とする。 (調理業務を委託する場合及び連携施設等※から搬入する場合は不要) ※連携施設等…連携施設及び当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>
<p>設備基準 ※下記の「職員配置・設備基準等について」もご確認ください。</p>	<p>【保育室等】 満2歳未満(乳児室又はほふく室): 3.3㎡/人以上 満2歳以上(保育室又は遊戯室): 1.98㎡/人以上 ※保育室等は乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明、換気の設定を有すること。 ※保育室内に手洗いを設置すること。</p> <p>【屋外遊戯場】 満2歳以上: 3.3㎡/人以上 ※屋外遊戯場を付近の公園等公的施設の敷地で代替する場合、乳幼児が安全に移動・利用できる場所であるか、乳幼児が日常的に利用できる場所であることを確認の上設定すること。なお、事業所から公園等への移動に際しては、職員体制(複数の職員を同伴させる等)や経路について、乳幼児の安全確保を徹底すること。 また、利用にあたっては、地元町会や公園を管理する団体等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにすること。</p> <p>【医務室】 設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。</p> <p>【調理室又は調理設備】 調理室・調理設備の設置については、事前に衛生監視事務所と協議すること。 調理設備は調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備 (但し、調理設備は連携施設からの搬入の場合)</p> <p>【便所、洗体設備、汚物処理設備】 必置</p>
<p>連携施設</p>	<p>【連携施設】 小規模保育事業に併設する保育送迎ステーションの送迎先となる教育・保育施設と連携を行うこと。</p> <p>【連携内容】 1. <u>保育内容の支援</u> <u>【申請時に、1の支援をする連携施設との同意書が必要】</u></p>

	<p>・相談・助言 →具体的には、連携施設の保育士による相談助言や月1回程度の巡回指導など。</p> <p>・集団保育を体験させるための機会の設定 →具体的には、2歳児を中心に、連携施設の運営に支障をきたさない範囲で、連携施設の屋外遊戯場の利用や行事の参加等を行う。</p> <p>・代替保育の提供 →職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、必要に応じて事業者に代わって保育を提供する。</p> <p>2. <u>入所する児童の3歳以降の受け皿</u></p>
--	--

■職員配置・設備基準等について

(1) 施設責任者について

- ・常勤職員のうち保育士資格を有し、児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者を施設責任者として1人配置すること。
- ・申請後の施設責任予定者の変更は、原則認められません。

(2) 物件について

- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
- ・建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築されたものにあつては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がない事が確認された建物であること。

(3) 内装改修工事について

- ・既存施設を改修して床面積が200㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。

(4) 保育室等について

- ・乳児室又はほふく室と保育室（以下、「保育室等」という。）は、部屋を仕切る等、安全の確保に留意すること。
- ・保育室等、調理室、便所（洗体設備を含む）は、それぞれ隔壁等により区画すること。また、調理設備は乳幼児の進入を防止する柵などを設けること。
- ・調理室又は調理設備とは別に調乳設備を設ける場合は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画すること。
- ・調理室又は調理設備の計画にあたっては、事前に各区衛生監視事務所と協議すること。
- ・小規模保育事業所内に、便所及び調理室（又は調理設備）を設置すること。

(5) 安全対策について

- ・兵庫県警への通報装置（県警ホットライン）、防犯カメラの設置など防犯上の対策を行うこと。
- ・搬入車両の駐車スペースは、児童と通行人等の安全に十分配慮した計画とすること。
- ・施設は、児童等の保健衛生及び危害防止に十分配慮した計画とすること。

(6) その他留意事項

- ・保育室は、設定定員に応じた最低面積の1.2倍以上を確保することが望ましい。
- ・調乳室、医務室は独立していることが望ましい。
- ・保護者が利用できる送迎用駐車スペースは、近隣の駐車場を活用するなど路上駐車が発生することが無いように十分配慮すること。
- ・施設内に利用者のベビーカー保管スペースを設けることが望ましい。

■保育内容等について

(1)保育内容について

- ・保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に準じる。（平成 30 年 4 月 1 日適用）

(2)事業実施内容について

- ・延長保育（開所時間＋1 時間以上が望ましい。）及び一時預かりを実施すること。
- ・障がい児保育を実施すること。
- ・休日保育を実施することが望ましい。
- ・KOBE はじめルーム（育休明け乳幼児の定期預り事業）を実施することが望ましい。

(3)保護者との連携

- ・保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。
- ・利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- ・保護者からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付の窓口を設置し、連絡先を周知すること。詳しくは、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情処理解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日児発第 575 号）でご確認ください。

(4)食事の提供

- ・利用する乳幼児に対して、昼食（主食・副食）及び間食を提供すること。
- ・離乳食やアレルギー食等を含め、一人ひとりの心身の状況に配慮した「食」の提供を行うこと。
- ・食事の提供は、原則、施設内にて調理する方法（自園調理）によること。ただし、一定の基準（調理終了後から 2 時間以内に喫食が可能など）を満たす場合は、連携施設等から給食を搬入することを可能とする。

(5)健康診断

- ・利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも年 2 回の定期健康診断を実施すること。
- ・職員への健康診断は少なくとも年 1 回実施し、給食調理及び調乳・配膳に携わる者は毎月検便を行うこと。（但し、6～10 月の間は、月 2 回検便実施。）

(6)研修の実施等

- ・業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(7)その他

- ・施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入すること。

4-1. 保育送迎ステーション事業の運営費・施設整備補助金

■運営費補助

保育送迎ステーションの運営費として、予算の範囲内で補助金を交付する予定です。

- ・対象経費 保育送迎ステーションの運営に従事した保育士等の人件費、バスのリース代、運転手の人件費、賃料、ガソリン代など

(注) 資金計画を作成する時は、令和5年4月以降の上記運営費補助を15,000千円(上限額)の範囲内で作成してください。
なお、令和5年度以降の各年度における予算成立が条件となります。

■施設整備補助

[保育送迎ステーションの整備費]

- ・対象経費 内装改修費(補助率3/4)
補助金限度額: 16,000千円

(注) 申込書や資金計画を作成する時は、
(内装改修費) × 3/4の金額(千円以下切捨て)と、
上記補助金限度額16,000千円を比較し低い方の額で作成してください。

※ 実際の補助金の交付額は、補助申請、実績報告に基づき確定された額によります。

4-2. 小規模保育事業の運営費・施設整備補助金

■運営費等

当該公募により選定され、施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」(公定価格から、保護者から徴収する規定の利用者負担を差し引いた額)を受給することができます。

■施設整備補助

[小規模保育事業所の整備費]

- ・国庫補助等 保育対策総合支援事業費補助金(厚生労働省)
- ・対象経費 内装改修費等(補助率3/4)
補助金限度額: 26,250千円

※1 上記の内装改修費等には賃借料【工事着工日～令和5年3月31日までの賃料が対象(礼金を含み、敷金を除く)】を含む。

※2 基本設計費、備品は補助対象外。

(注) 申込書や資金計画を作成する時は、
(内装改修費等) × 3/4の金額(千円以下切捨て)と、
上記補助金限度額26,250千円を比較し低い方の額で作成してください。

※補助条件、限度額等は、令和3年度のものであり、変更となることがあります。

※実際の補助金の交付額は、補助申請、実績報告に基づき確定された額によります。

5. 申込・選定

■申込方法

(1) 申込様式の配布

申込様式の配布を希望される方は、神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）のメールアドレスshinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jpまでEメールにてご連絡ください。

Eメールでのご連絡にあたっては、件名を【保育送迎ステーション及び小規模保育事業設置運営事業者募集 申込様式希望】としたうえで、ご担当者様の部署名・氏名等を記載しておいてください。

(2) 申込期間：令和4年7月11日（月）～令和4年8月12日（金）23時59分Eメール到着分

(3) 申込先： 神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）

上記（1）の申込様式及び「提出書類一覧」（P.13）に記載の書類を、神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）のメールアドレスshinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jpまで、データによりEメールで送付してください。

送付にあたっては、件名を【保育送迎ステーション及び小規模保育事業設置運営事業者募集 応募書類の送付】としたうえで、ご担当者様の部署名・氏名等を記載しておいてください。

また、提出書類は「提出書類一覧」（P.13）に記載のとおりファイル名を付けてください。

（例：1_事前協議書、22_見積書、工程表 等）

■事業者の選定

(1) 応募書類に基づき、主に以下の項目について審査し、事業者を選定します。

※送迎先となる教育・保育施設や保育送迎ステーション等の位置が本公募の内容から著しく乖離している場合は申込を受け付けないことがありますのでご了承ください。

(2) 法人及びその運営する教育・保育施設の運営状況、計画地周辺の保育需要及び周辺の教育・保育施設の立地状況等によっては、選定されない場合があります。

(3) なお、応募書類の提出後、内容の確認等のためヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。

主な審査項目

項 目		
法人実績	運営実績	教育・保育事業の運営実績、市内・近隣での運営実績、監査等の状況 等
	財務状況等	財務状況、整備資金の活用状況、借入金の償還状況 等
事業計画	運営方針	運営方針の内容、熱意 等
	(教育)保育計画	基本理念の実現性、保育目標、保育方針、保育内容の整合性・具体性 等
	職員配置計画	施設責任予定者、主任保育士、保育士等の配置計画 等
	実施事業の内容	特別保育の実施計画、地域との交流・連携、近隣の系列施設等との連携、小規模保育事業の運営内容 等
施設計画	施設計画の内容	保育室等の面積、認可基準の設備等、認可基準外の設備等、児童の安全対策 等
	近隣地域への配慮	路上駐車対策、防音対策 等

■スケジュール（予定）

令和4年	8月12日	募集締切
	9月	事業者選定
	12月	着工
令和5年	3月	竣工
	4月	認可・開設

■提出書類一覧

NO	提出書類	備 考	チェック
1	事前協議書	様式あり	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	様式あり	<input type="checkbox"/>
3	趣意書	様式あり	<input type="checkbox"/>
4	法人調書	様式あり	<input type="checkbox"/>
5	事業計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
6	資金収支計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
7	運営方針	様式あり	<input type="checkbox"/>
8	(教育)保育計画書	様式あり ※既存施設がある場合は、施設パンフレット等を添付すること	<input type="checkbox"/>
9	職員配置計画書・履歴書	様式あり ※雇用予定者がいる場合は履歴書を添付すること	<input type="checkbox"/>
10	施設整備概要・各室別面積表	様式あり	<input type="checkbox"/>
11	確認申請書1～4面および 検査済証の写し	建築基準法に規定する確認申請書、検査済証の写し ※応募時点で資料が揃わない場合、交付され次第提出すること	<input type="checkbox"/>
12	付近見取図	最寄り駅等との位置関係がわかるもの(駅からの距離を表示)	<input type="checkbox"/>
13	平面図・立面図・配置図	平面図には各部屋の面積(壁芯面積・内法面積)を記載し、避難経路を表示する	<input type="checkbox"/>
14	物件の外観写真	2方向以上の角度から撮影したもの	<input type="checkbox"/>
15	建物の不動産登記 全部事項証明書	1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
16	定款又は寄付行為及び 法人登記履歴事項全部証明書	履歴事項全部証明書は1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
17	法人の決算書(直近3か年分)	財務諸表(資金収支計画書、事業活動収支計算書、貸借対照表、 財産目録)	<input type="checkbox"/>
18	監査関係書類 (法人:直近3か年分、 施設:監査が実施された 直近年度分)	①法人監査状況報告書 社会福祉法人は、法人監査状況報告書を提出 ※1 学校法人は「独立監査人の監査報告書」を提出 ※2 それ以外の法人は、公認会計士または監査法人による 会計監査の結果を提出 ②施設監査(運営している保育事業全施設が対象)の結果通知と改善 報告書	<input type="checkbox"/>
19	預金残高証明書	預金残高証明書(1ヶ月以内に発行されたもの) ※残高証明が複数になる場合は、証明日を統一すること	<input type="checkbox"/>
20	既存借入金の内訳・返済計画 借入金明細書の写し	既存借入金の内訳・返済計画は、法人全体分が必要です。 ※施設毎の借入状況が把握できるもの	<input type="checkbox"/>
21	融資の確実性を示す資料	当該施設整備等に係る資金のうち法人自己負担分を金融機関等から 融資を受ける場合のみ提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
22	納税証明書等 (過去3か年分)	法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税に係る納 税額等の証明、滞納処分を受けたことがないことの証明 ※法人が収益事業を実施していない等により、納税証明が発行できな い場合は、「納税証明が発行できない理由を記載した申請書(任意 様式)」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
23	賃貸借契約書又は 賃貸借同意書	※賃貸物件の場合 未契約の場合は、応募事業が採択された際に当該物件の貸借を確約 する同意書	<input type="checkbox"/>
24	賃貸物件概要書	様式あり	<input type="checkbox"/>
25	見積書・工程表	施設整備工事及び設計業務、監理業務の見積書 (設計業者名が記載されているもの) ※設計業務の見積書は、基本設計費と実施設計費を区別すること	<input type="checkbox"/>

26	耐震診断報告書の写し等	※S56.5以前建築の建物の取得・賃貸の場合 耐震診断により耐震上問題がない事を証する書面	<input type="checkbox"/>
27	寄付金関係書類	※寄付金がある場合のみ 贈与契約書、寄付者の印鑑証明、寄付者の残高証明、借入金の償還 に寄付金を所得証明書(いずれも1ヶ月以内に発行されたもの)	<input type="checkbox"/>

- ※申込書類は申込期間中にこども家庭局幼保振興課(施設調整担当)から希望者へEメールで配布 (P. 11参照)
- ※応募書類は、Eメールでこども家庭局幼保振興課(施設調整担当)へ提出 (P. 11参照)。提出時は、上記提出書類ごとにファイル名を付けること (例: 1_事前協議書、22_見積書、工程表 等)。
- ※提出図面は、別紙「図面作成にあたっての注意事項」に留意し、作成すること。

6. その他

(1)入所児童について

本事業の入所児童は、区の利用調整の上、決定となります。市において入所児童数の確保を保證するものではありません。

(2)工事について

- ① 事業者自らの責任において、地域住民等に対し、建築計画及び工事内容について十分に説明を尽くし、理解を得るよう努めるとともに、工事中の騒音・振動の防止、工事車両通行の安全確保等について適切な措置を講じてください。
- ② 施設整備にあたって、必要な建築確認、許可等について関係機関（指定確認検査機関（または神戸市建築住宅局建築指導部）、消防局、等）と協議の上、令和5年4月の開設が確実に見込める計画で応募してください。
- ③ 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法、消防法等の関係法令に適合するよう作成の上、本市の承認を得るものとします。
- ④ 予算額250万円超の補助対象工事については、法人による「公募型指名競争入札」により請負業者を決定することとなります。手順・留意事項については選定後にお知らせいたします。なお、予算額250万円以下の工事についても施工業者3社以上の相見積により決定することとします。
- ⑤ 開設前に、各種関係法令に基づく必要な手続きを行ってください。

(3)その他

- ① 本募集案内は令和4年4月現在の法律、政省令、条例等に基づいて記載しています。
- ② 地域住民と良好な関係が築かれるよう努めてください。
- ③ 本募集案内に記載された事項を遵守してください。
- ④ 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について本市の指示・指導があるときは、これに誠実に従ってください。
- ⑤ ③及び④に違背する場合や申込内容に虚偽があったことが判明した場合は、認可等しないことがあります。

問合せ先

神戸市 こども家庭局 幼保振興課（施設調整担当）

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
(神戸市役所1号館8階)

電話：078-322-6848 FAX：078-322-6042

E-mail：shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp

保育送迎ステーションについて

1. 利用対象児童

利用対象となる児童は、子ども・子育て支援法の規定による2号認定を受けた児童であり、保育送迎ステーションの運営事業者が利用を認めた児童。

2. 保育送迎ステーションの開所時間

午前7時～9時及び午後5時～7時を基本とし、保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮し、午前と午後それぞれ2時間程度で設定すること。

3. 送迎保育の運用に関する要件

- (1) 午前については、送迎先の保育所等に勤務する保育士が、保育送迎ステーションにて児童を保護者から預かり、児童を送迎車両にて送迎先の保育所等に送迎する際には送迎車両に添乗すること。
- (2) 午後については、送迎先の保育所等に勤務する保育士が、児童を送迎車両にて保育送迎ステーションに送迎する際には送迎車両に添乗し、保育送迎ステーションにおいて保護者の迎えに立ち会うこと。

4. 保育送迎ステーションの設備及び運営に関する基準

- (1) 保育送迎ステーションに滞在する児童がいる時間の保育送迎ステーションの保育士の配置は、現に保育送迎ステーションに滞在している児童数に応じて、「神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」等に定める基準に準拠すること。
ただし、保育士2名（うち1人は子育て支援員でも可）は、保育送迎ステーション利用時には配置基準に関係なく、配置すること。
- (2) 保育送迎ステーションを建物の2階以上の階に設ける場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準に準拠すること。
- (3) 保育送迎ステーションの敷地内等に、児童の送迎に用いる送迎車両を一時的に駐車し、児童が安全に乗降車することができる場所を確保すること。
- (4) 保育送迎ステーションには、児童出退名簿を備え、各児童の保護者からの預かり、送迎先の保育所等への出発、送迎先の保育所等からの帰着及び保護者への引き渡しの時刻を記録すること。

5. 送迎車両による送迎についての要件

- (1) 児童の送迎に用いる送迎車両には、幼児専用座席が設置され、運転手とは別に添乗する保育士の座席が設置されていること。
- (2) 送迎経路の設定にあたっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。また、送迎経路については保護者に説明を行うこと。
- (3) 送迎バスには、児童乗降車名簿を備え、各児童の乗車及び降車の場所及び時刻を記録すること。
- (4) 道路運送車両法、道路交通法など関係法令を遵守するとともに、児童の乗降車及び自動車の送迎中の安全管理を徹底すること。

6. 送迎先の保育所等についての要件

送迎先の保育所等の敷地内には、児童の送迎に用いる送迎車両を駐車し、児童が安全に乗降車できる場所を確保すること。

送迎先の保育所等には、送迎を利用する児童にかかる出退名簿を備え、各児童の送迎先の保育所等への到着及び保育送迎ステーションへの出発の時刻を記録することとし、送迎先の保育所等に到着した児童及び保育送迎ステーションへ出発した児童の情報を、保育送迎ステーションに報告すること。

保育送迎ステーションの業務に従事し、送迎車両に添乗している保育士については、その間、送迎先の保育所等の保育士の基準配置数に含まれないものとする。

7. 連絡体制

児童の健康状態、事故の発生などについて、保育送迎ステーション、保護者、送迎先の保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

8. 送迎先の保育所等の保育士と保護者との連携

保護者と送迎に従事する保育士及びその他送迎先の保育所等に勤務する保育士の間で、保育所等における児童の生活及び行動にかかる情報の共有を図ること。

9. 事故の補償

児童の怪我等について確実な補償がなされるよう傷害保険に加入するなどの適切な措置を講じること。

10. その他

個人情報の取扱いにあたっては、「神戸市個人情報保護条例」を遵守すること。

保育送迎ステーションの設置・運営並びに自動車による送迎に要する経費について、保護者に負担を求めることはできないものとする。